定　款

株式会社グローバルウェイ

定　款

第１章　　総　　則

（商号）

第　１　条　当会社は、株式会社グローバルウェイと称し、英文では Globalway,Inc.と表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　コンピュータ、これに関連する電子機器及び通信機器のソフトウェアの開発及び販売並びに教育

２　コンピュータ、これに関連する電子機器及び通信機器の開発並びに販売

３　コンピュータの運用、管理の受託及びデータの倉庫保管

４　情報通信サービス、情報提供サービスその他情報サービスの提供

５　有料職業紹介事業

６　労働者派遣事業

７　投資関連

８　前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第　４　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

（公告方法）

第　５　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第　６　条　当会社の発行可能株式総数は、４１０万株とする。

（自己の株式の取得）

第 ７ 条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 ８ 条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 ９ 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第１８条　当会社の監査等委員でない取締役は７名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２．前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

３．取締役の選任決議については、累積投票によらない。

４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

５．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第２０条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため就任した監査等委員である取締役の任期は、前任取締役の任期の満
了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議によって取締役社長１名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各１名及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

３．取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議によって、最高経営責任者（CEO)、最高執行責任者（COO)、最高財務責任者（CFO)、最高人事責任者（CHRO)、最高情報責任者（CISO)、最高技術責任者（CTO)、最高マーケティング責任者（CMO）を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は､会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会決議の省略）

第２４条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったのものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２５条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員及び監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第２９条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議）

第３１条　監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

（監査等委員会規程）

第３２条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　計　算

（事業年度）
第３３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第３４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第３５条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第３６条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
２．未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

第７章　　会計監査人

（会計監査人の責任限定契約）
第３７条　当社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に同法第 423 条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額はあらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い金額とする。

附則
（監査役の責任免除に関する経過措置）
１．当会社は、第 17 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．第 17 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。

平成１６年１０月２１日　制定
平成１８年１０月　１日　改訂
平成２６年　３月３１日　改訂
平成２７年１１月１９日　改訂
平成２７年１１月２０日　改訂

平成２９年　６月２２日　改訂
令和　２年　６月１９日　改訂
令和　３年　６月１５日　改訂